

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の地勢等

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあり、東西約6.2km、南北約7.7km、総面積3,108haの町域を有している。

東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾を挟んで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接している。町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっており、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っている。

人口は令和3年12月28日時点で男性25,326人、女性25,089人、合計50,415人となっている。また、世帯数は21,101世帯である。

東浦町の位置図



(2) 地域の災害リスク

①洪水

「東浦町防災マップ」掲載の東浦町洪水ハザードマップによると、現時点で想定し得る最大規模の大雨(1,000年程度に一度降ると予想される大雨)によって東浦町に流れる河川が増水し、溢れたり、堤防が壊れたりした場合に、町の北東部を中心に最大で浸水深が5m程度と想定されている。

また、町内の主に中央部から東部にかけての標高10m以上の地域において愛知県が指定し

た土砂災害警戒区域が点在している。(緒川地区5箇所、石浜地区11箇所、生路地区5箇所、藤江地区5箇所)



②地震・津波

東浦町には、東部に「大高一高浜活断層」があり、また、西部に「加木屋-成岩活断層」がある。

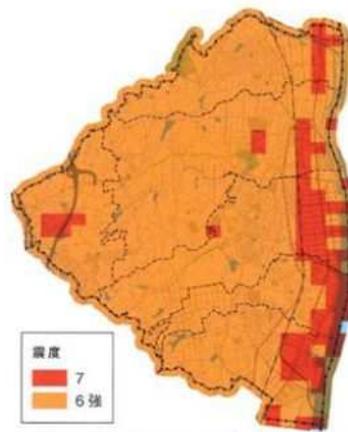
東浦町防災マップによると、平成26年5月の愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査では、理論上最大想定モデルで最大震度7・最大津波高2.8m・最短津波到達時間83分・死者数約300名・建物全壊約5,100棟と想定されている。

また、令和元年7月30日から津波災害警戒区域が指定され、場所によっては基準水位が5mを超える。

東浦町の活断層

南海トラフ地震の震度分布図

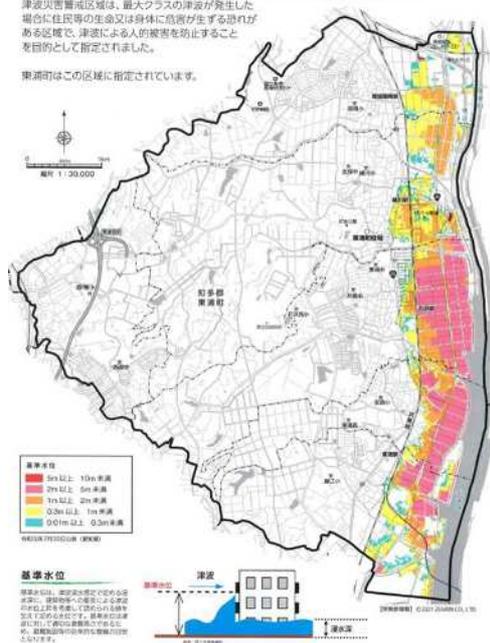
町内では震度6強～7の非常に強い揺れが予想されています。



津波災害警戒区域図

令和元年7月30日から、愛知県内の26市町村で「津波災害警戒区域」が指定されました。津波災害警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的として指定されました。

東浦町はこの区域に指定されています。



③洪水、地震、津波による地域的被害

上記の「東浦町防災マップ」掲載の東浦町洪水ハザードマップ、南海トラフ地震の震度分布図、津波災害警戒区域図によると東浦町東部においてより大きな災害が想定されており、東浦町の特徴としてJR武豊線沿線や国道366号周辺等のある東部には多くの事業所があるため大きな被害が想定される。

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように出現時点で国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(3) 商工業者の状況

東浦町の産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発達してきたが、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっている。また、JR緒川駅前には大規模ショッピングセンターができ、にぎわいをみせている。

令和3年8月31日現在

- ・商工業者数 1,180 企業
- ・小規模事業者 1,042 企業

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数
建設業	231 企業	220 企業
製造業	202 企業	158 企業
情報通信業	9 企業	7 企業
運輸業、郵便業	29 企業	18 企業
卸売業、小売業	203 企業	172 企業
金融業、保険業	17 企業	13 企業
不動産業、物品賃貸業	89 企業	85 企業
学術研究、専門・技術サービス業	71 企業	69 企業
宿泊業、飲食サービス業	93 企業	79 企業
生活関連サービス業、娯楽業	100 企業	91 企業
教育、学習支援業	49 企業	49 企業
医療、福祉	41 企業	40 企業
複合サービス事業	1 企業	0 企業
サービス業（他に分類されないもの）	45 企業	41 企業
合 計	1,180 企業	1,042 企業

(4) これまでの防災への取組

①当町の取組

- ・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東浦町地域防災計画を令和3年2月に改訂した。

- ・防災訓練の実施

総合防災訓練、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設訓練の実施

- ・防災備品等の備蓄

アルファ化米や飲料水、毛布、資機材について、東浦町備蓄計画に基づき備蓄している。

- ・災害協定の締結
災害時における相互支援や物資の供給など、12自治体（愛知県内6市4町、宮城県柴田郡柴田町、石川県野々市市）や企業などと協定を締結している。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当商工会の取組

- ・BCPセミナー開催（平成23年度、平成24年度、令和3年度）
- ・東浦町産業まつりにてVRによる大人・子供向けの災害時の煙・浸水等の体験及び東浦町ハザードマップの展示と配布（令和1年度）
- ・ひがしうらBCP（簡易版BCPを容易に策定できるテンプレート）の作成及び配布（平成24年度）
- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯等）の備え付け
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業の実施
（相談窓口開設、個別相談会実施、影響調査の実施、施策の情報提供等）
- ・ウイルス感染防止策（来客や相談時の体温測定・手指消毒・マスク着用・パーティション設置、会議等での三密回避及びオンライン化）

II 課題

(1) 小規模事業者の防災・感染症対策

小規模事業者の防災・感染症対策への意識は必ずしも高くなく、過去にBCP作成セミナーを開催した際に参加を勧めた事業者の反応等から事業者BCPについての認知度や必要性、重要性の認識の低さが見受けられる。また、事業者BCPについて知っていてもその策定を難解でハードルが高いと捉え、策定をためらう小規模事業者が散見される。

(2) 商工会の支援体制

当商工会職員の防災・感染症対策に対応する保険・共済に対する助言や事業者BCPの策定等の防災・感染症対策を行う知識やノウハウが不足している。

(3) 商工会の事業継続

当商工会としてのBCPを作成しておらず、災害・感染症発生等の緊急時に事業継続をするための具体的な計画がない。

(4) 町と商工会の連携

当商工会と当町との間における被害情報報告ルート of 構築や情報の共有等発災時における連絡体制を構築できていない。

また、発災後速やかな復興支援を行うための関係機関との連携体制が構築できていない。

III 目標

(1) 小規模事業者の防災・感染症対策

巡回指導時等に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業者BCP策定や損害保険加入等の取組や対策について説明する。

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCPの普及啓発セミナーを開催する等、事業者BCPの策定支援を行う。また行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・事業継続力強化支援に係る巡回指導件数 年：18件
- ・事業者BCP策定セミナーの開催回数 年：1回

- ・事業者BCP策定支援事業者数 年：4事業者
- ・事業者BCP策定事業者数 年：2事業者

(2)商工会の支援体制

連携した保険会社、団体等から事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCPの普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、商工会職員は専門家からのOJTやセミナーの受講により、防災・感染対策のための支援能力の向上を図る。

(3)商工会の事業継続

当商工会としての事業継続計画を作成し、災害・感染症発生等の緊急時に事業継続をするための具体的な計画を策定する。

(4)町と商工会の連携

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年6月1日～ 令和9年5月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・東浦町地域防災計画、東浦町水防計画を踏まえ、東浦町および東浦町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCPの普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手する事に努め、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月31日までに事業継続計画を作成

(3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、当商工会地域の小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部の事業継続力強化計画策定支援（無料窓口相談、アドバイザー無料派遣等）の取組みの紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について確認する。
- ・（仮称）東浦町事業継続力強化支援計画担当者会議（構成員：当商工会、当町）を年に1回以上開催し、事業継続力強化支援事業についての具体的な実施内容、実施状況確認、改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。

〈2. 発災後の対策〉

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（メール等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会と当町で共有）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東浦町における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

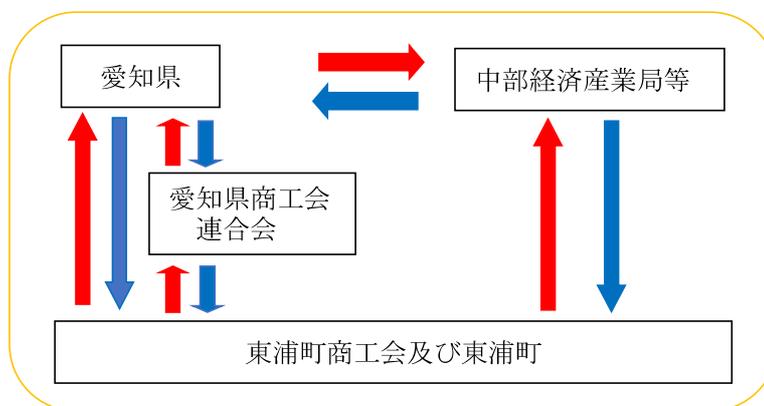
- ・ 本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・ 当町で取りまとめた「東浦町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当商工会と当町が共有した情報を、愛知県の指定する方法にて当商工会又は当町より愛知県へ報告する。また、必要な都度、中部経済産業局等の関係機関へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や愛知県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当町が共有した情報を愛知県の指定する方法にて当商工会又は当町より愛知県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、東浦町と相談する（当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

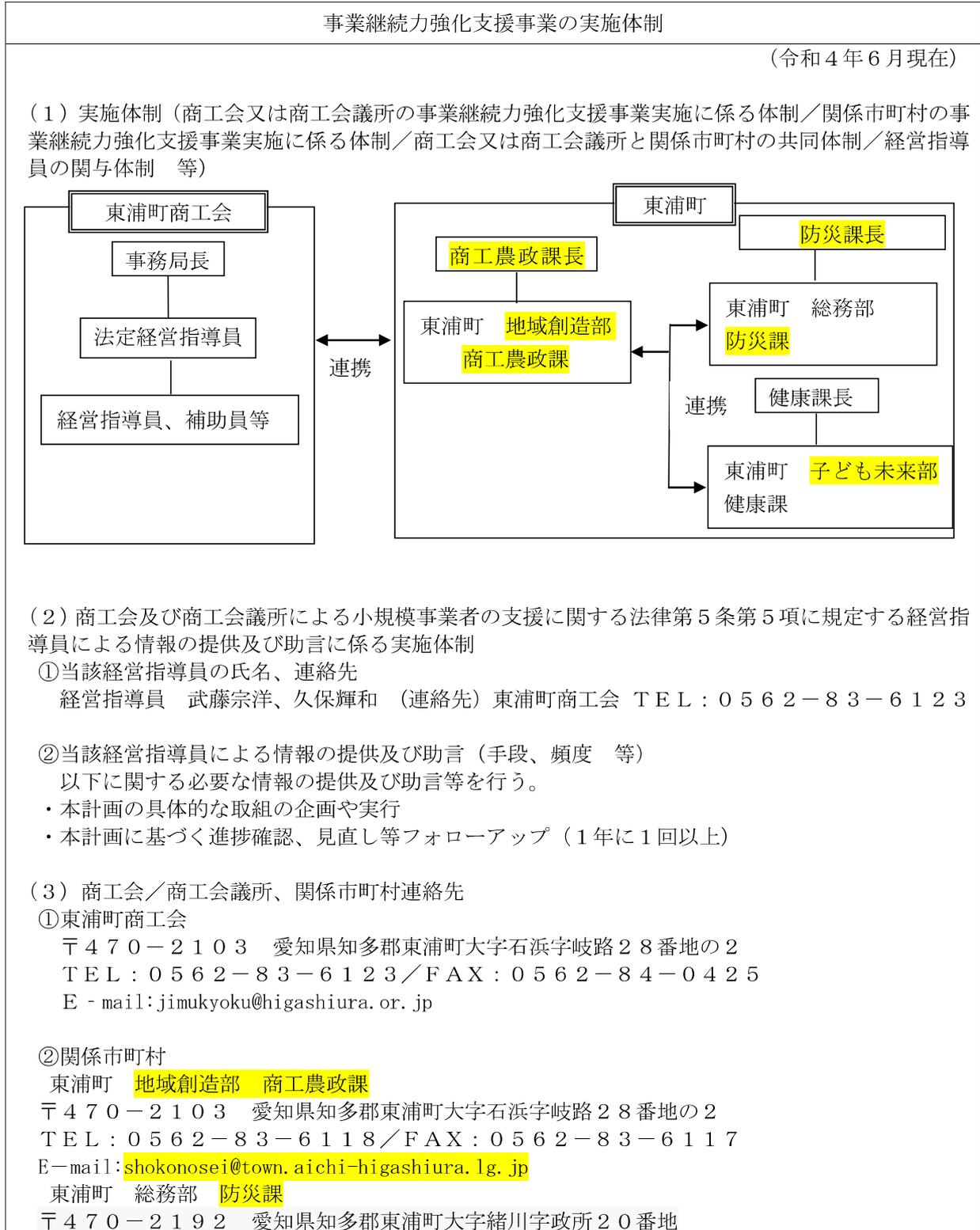
- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛知県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0562-83-3111 / FAX : 0562-83-9756
 E-mail : bosai@town.aichi-higashiura.lg.jp
 東浦町 **こども未来部** 健康課
 〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路21番地
 TEL : 0562-83-9677 / FAX : 0562-83-9678
 E-mail : kenko@town.aichi-higashiura.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・会議運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作成費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、東浦町補助金（東浦町商工業振興事業補助金）、愛知県補助金（小規模事業経営支援事業費補助金等）、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 半田支社 渡邊敬倫 住 所：〒475-0911 愛知県半田市星崎町 3-39-80
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP策定支援 ③セミナー開催 ④損害保険の紹介
連携して事業を実施する者の役割
①ハザード情報の提供 ②BCP策定ツールの提供、BCP策定支援のための専門家派遣 ③セミナーの講師派遣 ④保険の情報提供、相談対応等
連携体制図等
<pre>graph TD; A[小規模事業者] <--> B[東浦町商工会]; B <--> C[東浦町]; D[東京海上日動火災保険株式会社 半田支社] --> E[BCP策定セミナーの開催、損害保険等の相談等]; E --> B;</pre>